

協定区域	須磨区北落合4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2002年11月1日
	面積	3,223.25㎡		更新 2012年11月1日 更新 2022年11月1日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2022年11月1日～2032年10月31日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物は、1区画1戸建てとする。
- (3) 車庫は、道路の角切部分を自動車の出入口としないものとする。
- (4) 現状地盤面は、変更してはならない。
- (5) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (6) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和する様努めなければならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

107

フォレストパーク北落合

107 フォレストパーク北落合建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

